

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行情）諮問第539号）

答申日：平成29年1月13日（平成28年度（行情）答申第641号）

事件名：通達一覧表の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「2015年1月1日～12月末日間に発令された統幕長通達の一覧。

\*電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，「通達一覧表」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年3月7日付け防官文第3852号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき，紙媒体があれば，その特定・開示を求める。
- (2) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば，それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。
- (3) 原処分で一部不開示とされた部分につき，当該部分に記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し，法9条1項の規定に基づき，平成28年3月7日付け防官文第3852号により，法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては，原処分に対してされたものである。

#### 2 法5条の該当性について

別紙のとおり。

#### 3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるが、本件対象文書の紙媒体については必要ないとの判断から保有しておらず、原処分に当たり行った探索及び本件異議申立てを受け確実に期するために行った再度の探索においても、本件対象文書の紙媒体の存在は確認できなかった。
- (2) 異議申立人は、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として開示実施手数料の見直しを求めるが、上記(1)のとおり紙媒体は保有していない。
- (3) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において不開示とした部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月2日  | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月13日      | 審議            |
| ④ 同年12月15日   | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 平成29年1月11日 | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、統合幕僚長が発出した通達の一覧である。

処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の紙媒体の特定、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

諮問庁は、上記第3の3(1)のとおり、本件対象文書の紙媒体については必要がないとの判断から保有していない旨説明していることから、その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、担当者がパソコンで作成・保管しており、電磁的記録の

まま使用しているためであるとのことであった。また、当審査会において本件対象文書を印字したものを確認したところ、本件対象文書は、表計算ソフトにより作成されたものであって、通達の発簡番号、文書日付、件名等の情報を記入する欄が設けられた、発簡された通達1件につき1行の表形式の文書であり、既に発簡された通達に関する情報が順次記入されているものであることが認められた。

このような本件対象文書の性質に加え、他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書（紙媒体）を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 別紙の番号1に掲げる部分

当該不開示部分は、自衛隊の訓練の内容に関する情報を含む通達の件名の一部であることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、時に応じた自衛隊の訓練の一端が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 別紙の番号2及び3に掲げる部分

当該不開示部分は、自衛隊の運用又はその試行に関する情報を含む通達の件名の一部であることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領や態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (3) 別紙の番号4に掲げる部分

ア 諮問庁は、不開示としている発簡番号及び文書日付を公にすると、今後の同種の自衛隊統合演習（実動演習）の実施準備期間等が推察され、当該演習の円滑な実施に支障が生じ、武力攻撃事態等における自衛隊の統合運用に支障を及ぼし、国の安全を害するおそれがあると説明する。

イ 本件対象文書においては、発簡部署ごとに発簡された通達件名が時系列順に記載されている。このことから、「平成27年度自衛隊統合演習（実動演習）の準備要綱について（通達）」は、当該不開示箇所の前後の文書日付に照らせば、平成27年3月31日から同年9月24日までの間に発簡されていると分かる。

ウ　そこで、この期間のうち具体的な日付が公になることの影響について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、具体的な発簡時期を公にした場合、その時期を境として、自衛隊の演習準備のための各種活動が実施されるため、より直接的かつ具体的に自衛隊統合演習の準備過程における調整の進捗状況や準備作業の進展度を絞り込むことが可能となることから、外部からの干渉や情報収集の働き掛け等が更に容易になるものと考えられるとのことであり、実際、近年アジア周辺国においては、自衛隊演習等の防衛省・自衛隊の活動等に関する注目度が確実に増しており、それに比例して我が国を取り巻く周辺諸国の情報収集活動が活発化しているとのことであった。

エ　また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、発簡番号と文書日付は、相互に連動していることから、発簡番号のみを公にした場合においても、具体的な時期を絞り込む手掛かりとなると考えられることから、これについても不開示としたとのことであった。

オ　諮問庁の上記説明を踏まえるならば、発簡番号及び文書日付を公にすると、同種の開示請求を繰り返す等により、今後の同種の自衛隊統合演習（実動演習）の実施準備に要する期間等が推察され、当該演習に対する外部からの干渉や情報収集等を容易ならしめ、当該演習の円滑な準備作業等に支障が生じ、今後の同種の演習の実施に支障を生じさせ、武力攻撃事態等における自衛隊の統合運用に支障を及ぼすことにより国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、本件不開示部分は法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙の番号5に掲げる部分

ア　諮問庁は、不開示としている発簡番号及び文書日付を公にすると、今後の同種の日米共同統合演習（指揮所演習）の実施準備期間等が推察され、当該演習の円滑な実施に支障が生じ、武力攻撃事態等に対する日米共同対処に支障を及ぼし、国の安全を害するおそれがあるとともに、当該演習の共同実施国である米国との信頼関係を損なうおそれがあると説明する。

イ　本件対象文書は、発簡部署ごとに発簡された通達件名が時系列順に記載されている。このことから、「平成27年度日米共同統合演習（指揮所演習）の準備要綱について（通達）」は、当該不開示箇所の前後の文書日付に照らせば、平成27年3月31日から同年9月24日までの間に発簡されていると分かる。

ウ　そこで、この期間のうち具体的な日付が公になることの影響について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、具体的な発簡時期を公にした場合、その時期を境として、日米双方の演習準備の

ための各種活動が実施されるため、より直接的かつ具体的に日米共同統合演習の準備過程における調整の進捗状況や準備作業の進展度を絞り込むことが可能となることから、外部からの干渉や情報収集の働き掛け等が更に容易になるものと考えられるとのことであり、実際、近年アジア周辺国においては、日米共同演習等の防衛省・自衛隊の活動等に関する注目度が確実に増しており、それに比例して我が国を取り巻く周辺諸国の情報収集活動が活発化しているとのことであった。

エ また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、発簡番号と文書日付は、相互に連動していることから、発簡番号のみを公にした場合においても、具体的な時期を絞り込む手掛かりとなると考えられることから、これについても不開示としたとのことであった。

オ 諮問庁の上記説明を踏まえるならば、発簡番号及び文書日付を公にすると、同種の開示請求を繰り返す等により、今後の同種の日米共同統合演習（指揮所演習）の実施準備に要する期間等が推察され、当該演習に対する外部からの干渉や情報収集等を容易ならしめ、当該演習の円滑な準備作業等に支障が生じ、今後の同種の演習の実施に支障を生じさせ、武力攻撃事態等における日米共同対処に支障を及ぼすことにより国の安全を害するおそれがあるととも、当該演習の共同実施国である米国との信頼関係を損なうおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、本件不開示部分は法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別紙の番号6に掲げる部分

当該不開示部分には、自衛隊の通信の保全に関する情報を含む通達の件名が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の通信の保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不

開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	「統幕運1第271号」の件名の一部	自衛隊の訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用の一端が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2	「統幕運1第545号」の件名の一部	自衛隊の運用要領に関する情報であり、これを公にすることにより、特定年度における自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3	「統幕運1第583号」 「統幕運1第584号電」 の件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4	「平成27年度自衛隊統合演習（実動演習）の準備要綱について（通達）」の発簡番号及び文書日付	自衛隊の訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊統合演習（実動演習）の実施準備に要する期間が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	「平成27年度日米共同統合演習（指揮所演習）の準備要綱について（通達）」の発簡番号及び文書日付	自衛隊と米軍の共同訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、日米共同統合演習（指揮所演習）の実施準備に要する期間が推察され、防衛

		省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6	「統幕指運第5号」 「統幕指運第32号」 「統幕指運第45号」 「統幕指運第54号」 「統幕指運第58号」 「統幕指運第62号」 「統幕指運第71号」 「統幕指運第74号」 「統幕指運第123号」 「統幕指運第149号」 「統幕指運第150号」 「統幕指運第162号」 の件名の全て	自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。